

「DV相談における精神的暴力の評価」から読み解く 精神的暴力の現状

伊藤久雄（認定NPOまちぼっと理事）

（一社）社会的包摂サポートセンター発行の「よりそいホットライン」2018年度報告書一寄り添い型相談支援事業及び被災者見守り・相談支援事業報告書（2020年3月発行）が届いた。今回の報告書は、相談事業における相談内容や相談者の状態の報告、特に広域避難者の状況が約100ページにわたって報告されている。

また、特集的な報告として次の3点が取り上げられている。

- ・ 外国人支援における支援の固有性—外国語専門ラインの同行支援事例を通して
- ・ DV相談における精神的暴力の評価
- ・ 世代間理解の重要性—継続支援の事例から—

私が注目したのは「DV相談における精神的暴力の評価」である。それは、この章の「まとめと今後の課題」の次の文章に目にとまったからである。

『2019年1月に野田市で起きた児童虐待死事件では、母親に対して傷害ほう助の罪で有罪判決が下された。判決では、「夫の支配的な言動の強い影響で逆らうことが難しかった」と、母親の置かれた状況に一定の理解が示されたものの、夫の虐待を手助けしたという認識は維持された。「支配とコントロール」というDVの本質的要素が十分理解されているとは言い難い。』

そこでこの「DV相談における精神的暴力の評価」を紹介することを通して、DVにおける精神的暴力の現状と今後の課題について考えてみたのが本稿である。

1. 調査の分析から

「DV相談における精神的暴力の評価」の全文は、資料のH30(2018)年度報告書データ（第4章 DV相談における精神的暴力の評価）であるが、別紙（PDF）をお読み頂きたい。

1. 精神的暴力の位置づけ

本調査では法制度上、身体的暴力とはみなされてこなかった暴力の形態を広く含め、対象としている。法制上の暴力の定義は、身体的暴力を中心とした理解にとどまっている。2004年の改正DV法においても「身体に対する暴力」に加え、「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」も暴力に含むものとされた。

また一方、「発見者の通報」の対象となる暴力は、「身体に対する暴力」に限定されており、また、保護命令の対象となる暴力も「配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅

迫」に限定されている。

このような法律による「暴力」の区分は、精神的暴力を身体的暴力の下位に位置づけ、被害者に対する影響を軽視する効果をもたらしている。

本調査は以上のような認識のもとに、精神的暴力を次のように分けている。

- ・(狭義)の精神的暴力
- ・社会的暴力
- ・経済的暴力
- ・性的暴力
- ・子どもを使った暴力
- ・相談窓口の二次被害

2. 精神的暴力の特徴

(1) ジェンダーとの関わり

本調査の対象となった相談のほとんどで「威圧的・脅迫的態度」「言葉による暴力」「人格の否定や無能呼ばわり」という複数の行為の形態が確認された。これを具体的にみると、「威圧的・脅迫的態度」では「不機嫌になる」といった行為、「言葉による暴力」では「たびたび怒鳴る」といった行為が多く挙げられた。被害者は、日常生活において、加害者の機嫌を常にうかがい、怒鳴られたり、自分の人格を否定されたりする生活を強いられていることがうかがえる。

また、多くのケースで、これら狭義の精神的暴力と、それ以外に分類したいずれかの暴力(社会的、経済的、性的暴力、子どもを使った暴力、相談窓口の二次被害)が重複して生じていることが確認された。

こうした、社会におけるジェンダー構造とそれが日常生活において具体化したパワーバランスのゆがみによって、妻はしだいに自身や子どもにとって何が正しいのか、正常に判断する力を奪われてしまうことになりかねない。

(2) 「グレーゾーン」に対する適切な評価

本調査では、「不機嫌になる」といった、従来のDVに対する理解において見落とされたり、あるいは「グレーゾーン」とされる傾向があった行為が、多くのDVに含まれていることが確認できた。例えば、「威圧的・脅迫的態度」に多く見られた「不機嫌になる」という態度や、「性的暴力」において多く見られた「性行為に応じないと不機嫌になったり冷たくしたりする」といった態度である。通常、「不機嫌になる」といった行為を、DVによる支配を成り立たせる要素として考える傾向は少ない

た内閣府「男女間における暴力に関する調査」では、「心理的攻撃」や「性的強要」の具体例が挙げられている。しかし「不機嫌になる」という行為は挙げられておらず、これらの例示がない。

しかし、DVが相手を「支配とコントロール」するために選択された、あるいは複数の行為が組み合わされた一連の暴力であるという特徴をしっかりと理解しながら、本調査において示された「不機嫌になる」という行為のもつ意味、被害者に与える影響を分析し、周知・啓発していく必要がある。

(3) 精神的暴力が被害者の健康に与える影響

身体的暴力が過去の被害を含む場合があり、必ずしも相談時点で身体的暴力が振るわれていない場合もあることに留意しつつも、本調査結果からは、身体的暴力「あり群」と「なし群」では、相談者の身体的・精神的・社会的な健康状態、あるいは生活状況に大きな差は見られなかった点は重要である。(広義の)精神的暴力が、身体的暴力を含む場合と同様、被害者の健康状態や生活状態にあらゆる負の影響を及ぼしていることが確認された。

社会的な健康状態では、多くの相談者が孤立感や辛さ、さみしさなど負の感情を持っており、また、生活状態では、2割以上の相談者が余暇や楽しみがなかったり、睡眠に支障があったりしていることが確認された。

本調査は、医学的診断に基づくものではなく、あくまで相談者の相談内容から聞き取れる範囲に限られるが、今後、精神的暴力の影響については医学的、心理学的側面からもさらに調査・研究が進められることが期待される。

3. まとめと今後の課題

(この部分は、全文を収録しておきたいと思う)

我が国の法制度においては、必ずしも「精神的暴力」が適切に評価されてこなかった。2019年1月に野田市で起きた児童虐待死事件では、母親に対して傷害ほう助の罪で有罪判決が下された。判決では、「夫の支配的な言動の強い影響で逆らうことが難しかった」と、母親の置かれた状況に一定の理解が示されたものの、夫の虐待を手助けしたという認識は維持された。「支配とコントロール」というDVの本質的要素が十分理解されているとは言いがたい。

配偶者暴力相談支援センターに寄せられるDV相談は、2018年度過去最高の11万4,481件であったにもかかわらず、保護命令の件数は2014年から減少の一途をたどっており、2018年度は1,700件にとどまる。

野田市の事件に見られるような精神的DVによる深刻な影響や我が国におけるDV相談の件数にもかかわらず、保護命令が少ない理由は、保護命令を申立てできる「暴力」の範囲が限定的であることも大きい。保護命令を申立てできるのは、配偶者からすでに身体的暴力を受けており、さらに身体的暴力を受けて、生命・身体に「重大な危害を受けるおそれ大きい」ときである。また、「おそれ大きい」かどうかは、個々の裁判官の判断によるため、必ずしもDVにおける暴力の特徴を理解しているとはかぎらない個々の裁判官に判断が委

ねられることになる。

「保護命令」が、被害者が暴力から逃れるために制度上選択できる数少ない方法の一つであることを考えるならば、身体的暴力に限定する現行の法制度は早急な再考が迫られている。これに対して、法務省は、保護命令が加害者の将来の行動に法的制約を課して、刑事罰を課するという重大な効力を持つ法制度であり、身体的暴力に比し、精神的暴力は「外縁が明確ではなく」、刑事罰を課すには不適切であると指摘する。一方、すでに多くの調査研究において指摘されているように、このような厳格な要件は、諸外国の立法例と比べると例外的であり、諸外国では身体的暴力に限定していなかったり、緊急保護命令等の多様な保護命令の内容を使い分けることで、柔軟にかつ迅速に被害者を保護することが試みられている(注)。

身体的暴力だけを対象としていることは、被害者の経験や暴力の実態を反映していない。少なくとも本調査によって、精神的暴力がいかに被害者の健康状態や生活状態に影響を及ぼしているかを示すことはできたと考える。今後は、医学的あるいは心理学的知見から、このような被害者の経験を裏付けるための精神的暴力のアセスメント方法を含めた調査研究が一層進められること及びそれによって精神的暴力の法制度における適切な評価が行われることが望まれる。本調査がその一助となることを期待する。

(注) 法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか—法分野協働と国際比較 (JLF 叢書 Vol. 21)』商事法務、2013年。

II 本調査の内容を広めるために

私は2004年DV法改正に際し、ささやかではあったがお手伝いをする機会があった(私の当時の感想は、「女性たちが変えたDV法 2006/⑥/2」DV法を改正しよう全国ネット輪—one編、新水社)に載せられている)。

その際に驚かされたのは、DV被害者が、その体験を語る一つ一つの言葉であった。特に自治体職員の経験があった身としては、二次被害、すなわち自治体の相談窓口などにおける言葉や態度によって傷つけられる被害の実態であった。その時、被害者から直接話を聞くことの重要性を改めて学んだことを思い出す。

本調査にも二次被害が報告されている。DV相談の自治体窓口がどのような体制なのかは、すでに自治体職員を離れてから10数年経つので現状はよく知らないが、いまだに課題だとうことを改めて知らされた。

本調査で問題としているのは、DVにおける精神的暴力なので二次被害にはこれ以上触れないが、本調査が提起している課題、「精神的暴力のアセスメント方法を含めた調査研究」や「精神的暴力の法制度における適切な評価」などについて、その課題を広く知らしめていくことが重要だと思う。

◇ H30(2018)年度報告書データ (目次)

- ・ 代表挨拶 H30(2018)年度報告書データ
- ・ 第1章
 - 第1節 法人の概要
 - 第2節 「寄り添い型相談支援事業」(よりそいホットライン)について
 - 第3節 寄り添い型相談支援事業
- ・ 第2章 量的分析
- ・ 第3章 外国人支援における支援の固有性 -外国語専門ラインの同行支援事例を通して
- ・ 第4章 DV相談における精神的暴力の評価
 - 1 調査の概要
 - 2 量的分析
 - 3 社会的暴力の分析
 - 4 経済的暴力の分析
 - 5 身体的暴力の分析
 - 6 調査結果の考察と今後の課題
- ・ 資料
 - 相談表
 - 量的分析詳細データ
 - 報告会チラシ